明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五〇）　一
〔告　示〕
○消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（消防庁四）　一四
○道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示の一部を改正する告示（国土交通五五六）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、特別支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係　一八
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
平成三十事業年度・年度財務諸表（独立行政法人日本学生支援機構・独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構）、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失等に伴う証書の無効、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出、弁理士登録、令和元年度公害防止管理者等資格認定講習関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一五
会社その他
会社決算公告　一七

省令

○厚生労働省令第五十号

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第二十二条及び調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第十八条の規定に基づき、栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二十四日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　衛藤　晟一